

藤沢市 COOL CHOICE 普及啓発事業業務委託仕様書

1 事業の名称

藤沢市 COOL CHOICE 普及啓発事業業務委託

2 目的

平成 22 年度に策定した「藤沢市地球温暖化対策実行計画」(区域施策編)(以下、「計画」。)において、「2022 年度(平成 34 年度)までに温室効果ガスを 40%削減する(1990 年度(平成 2 年度)比)」ことを目標に定め削減に取り組んでいる。

2017 年(平成 29 年)3 月に、計画の第 2 次改定を行った際、重点プロジェクトに「国の地球温暖化対策と連携した CO2 削減の推進」を位置付けており、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業)を活用した本業務の実施により、省エネルギー行動や低炭素ライフスタイルへの転換を図る啓発を行うとともに、本市独自の啓発事業に取り組み、温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。

3 実施期間

契約締結日から 2019 年(平成 31 年)1 月 31 日(木)まで

4 事業内容

当該事業の受託者(以下、「受託者」という。)が行う内容については、次のとおりとする。なお、各事業において COOL CHOICE 賛同団体、賛同者の拡大を図る。

また、市内事業者等団体との連携を図りながら事業を進めることとし、連携にあたっては、市と事前に協議することとする。

作成物のある事業については、原則として校正は 3 回、納品・提出は藤沢市環境総務課(藤沢市朝日町 1 番地の 1 本庁舎 8 階)とする。なお、作成物の著作権はすべて本市に帰属するものとする。

(1) 環境イベント等での COOL CHOICE 促進事業

本市が実施する環境イベント等において、チラシ、ポスターを用いて、クールビズ実施の推進等のテーマについて普及啓発を実施する。チラシ、ポスターにおいて、効果的な啓発を進めていくため、手に取る人が興味を引くキャッチコピーやそのロゴも制作する。キャッチコピーやロゴについては、本業務で統一して使用できるようなデザインとする。チラシ、ポスターの大きさや形状は市では指定しないため効果的と考える仕様で提案すること。ただし、チラシ、ポスターでの啓発を想定しているため、販促品となるような広告入りティッシュ等での提案は不可とする。

① 事業で啓発するテーマ

クールビズ実施の推進、ウォームビズ実施の推進、省エネ機器の買い替え促進、照明の効率的な利用促進、エコドライブの推進、カーシェアリングの利用促進、公共交通機関の利用促進、エコカーの普及促進、省エネ住宅の普及促進、低炭素物流の普及促進、シェアリングエコノミーの普及促進

② 配布開始予定日

9月25日（火）

③ 作成予定数

チラシ 10,000 枚

ポスター 500 枚

④ 成果品

チラシ、ポスター、電子データ（ロゴ・キャッチコピー・チラシ・ポスター）を成果品とする。成果品は、配布開始予定日までに市に納品すること。チラシは100枚ずつ間紙を挟み1,000枚結束仕分け、ポスターは100枚ずつ間紙、電子データは画像ファイル及びpdfファイルをCD-ROMにて提出すること。

（2）動画を活用したウォームビズ推進事業

ウォームビズの取組を紹介する動画を作成する。若年層が接しやすい動画を用いてCOOL CHOICEを若年層へ広めてく。

①事業で啓発するテーマ

ウォームビズ実施の推進

②公開日

11月24日（土）【ふじさわ環境フェアにて公開】

③ 作成予定数

・ 3分程度 1本

・ 15秒程度 1本（3分程度の動画を縮小したものを想定）

④動画の形式等

・ MP4 または同等の汎用性の高い形式で作成すること

・ 音声・字幕入りの動画を作成すること

・ 撮影場所等を工夫し、藤沢市の特色を活かした動画を作成すること

・ 事業期間だけではなく、次年度以降も使用できる内容であること

⑤配信

本市 SNS や環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」において配信する。その他、効果的な配信方法も検討すること。

⑥成果品

成果品は、公開日までにCD-ROMにて提出すること。

(3) ラッピングバスによる公共交通機関の利用促進事業

自家用車の使用から公共交通機関、特にバス利用への転換の促進を図るため、市内バス事業者と連携し、バスラッピングによる公共交通機関の利用促進のための啓発を実施する。本事業に係る調整は、市内バス事業者、市、受託者の3者で行うこととする。

①事業で啓発するテーマ

公共交通機関の利用促進を中心としたすべてのテーマ

②実施時期

11月1日(木)～1月31日(木)

③台数

- ・神奈川中央交通 1台
- ・江ノ島電鉄 1台

④啓発範囲等

- ・市内を走行する路線バスにおいて実施すること
- ・外装はハーフラッピング以上でラッピングを施し、内装においても啓発を図れるよう工夫すること

⑤成果品

バスの運行開始までに成果品としてデザインデータをCD-ROMにて提出すること。

(4) 環境先進企業との連携による省エネ施設の視察ツアー事業

「Fujisawa サステイナブル・スマートタウン」(以下、FSST)における省エネ住宅やカーシェアリング、低炭素物流などの先進的取組を見学するツアーを実施し、省エネ住宅の普及を中心とした下記のテーマに基づく意識啓発を推進する。日程等を決める際には、市やFSSTと協議すること。

①事業で啓発するテーマ

省エネ機器の買い替え促進、照明の効率的な利用促進、カーシェアリングの利用促進、省エネ住宅の普及促進、低炭素物流の普及促進、シェアリングエコノミーの普及促進

②実施時期

9月3日(月)～12月26日(水)

③実施方法等

- ・②の期間内に5回実施とする
- ・バスを使用する必要がある場合、本市の借り上げバスを使用することも可能であるが、使用にあたっては市と事前に協議すること。なお、他の使用状況により用意できない場合もある。
- ・ツアー内において、受託者による①に沿った内容を説明する機会を設けること
- ・受託者において、参加者の問合せや申込を受け付けること。問合せや受付方法は、様々

な年代や状況等を考慮し、電話、ファックス、E-mailの方法で行うこととする

- ・視察先である FSST への見学ツアー料金の支払いは受託者により行うこと
- ・参加者に対し、参加前後で COOL CHOICE の認知度、COOL CHOICE の各項目の興味度、取組意識の向上度、COOL CHOICE 全体に対する自由意見等のアンケート調査を実施し、効果を測定すること（アンケート内容や測定方法等については、効果的なものを提案）

（５）ふじさわ ECO かるたによる COOL CHOICE 促進事業

ふじさわ ECO かるたを作成する。対象者は、児童・生徒およびその保護者とし、かるたを体験してもらい、楽しみながら COOL CHOICE の各取組を学ぶためのかるたとする。

①事業で啓発するテーマ

クールビズ実施の推進、ウォームビズ実施の推進、省エネ機器の買い替え促進、照明の効率的な利用促進、エコドライブの推進、カーシェアリングの利用促進、公共交通機関の利用促進、エコカーの普及促進、省エネ住宅の普及促進、低炭素物流の普及促進、シェアリングエコノミーの普及促進

②体験・配布開始予定日

11月24日（土）

③作成予定数

100セット

④ 作成内容

- ・絵札と読札を各 44 種作成すること（五十音から「を」「ん」「旧字」を除いた数）
- ・絵札と読札の各 44 種を 1 セットとして 1 つの箱に収納すること
- ・絵札の絵や読札の内容は、藤沢の特色を活かしたものとなるように努めること

⑤ 成果品

成果品は、体験・配布開始予定日までに納品すること。

（６）公用車を活用した普及啓発事業

市が所有する公用車に COOL CHOICE を普及啓発するラッピング等を実施する。電気自動車には、エコカーの普及促進を啓発するラッピングを実施し、塵芥収集車にはマグネットを用いて COOL CHOICE の啓発を促す掲示を実施する（マグネットの貼付は市で行う）。

①事業で啓発するテーマ

クールビズ実施の推進、ウォームビズ実施の推進、エコカーの普及促進

②運行開始日

11月1日（木）

③予定数

- ・電気自動車 1台

三菱 MINICAB-MiEV

・塵芥収集車・軽貨物車 21 台

マグネット 500mm×700mm 程度 42 枚（左右貼付を想定）

④成果品

運行開始日までに成果品としてデザインデータを CD-ROM にて提出すること。

5 人員の配置等

受託者は、事業の実施にあたり、円滑な運営を行うため、必要かつ最適な運営体制を整えること。

6 遵守事項

受託者は、関係法令等を遵守するとともに、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」を踏まえた普及啓発事業の推進を図り、あわせて次に示す事項を遵守すること。

(1) 事業の実施にあたっては、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）交付規程および、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）公募要領の内容を十分理解したうえで行うこと。

(2) 2 に記載の目的に即した運営を行い、その実現に向けて努めること。

(3) 特定の利用者に有利又は不利な運営とならないように努めること。

(4) 専門知識や経験を十分に活用し、画一的な業務内容にならないよう、業務内容の向上に努めること。

(5) 委託期間内において、効率的な運営を行うこと。

(6) 業務に係る個人情報について、藤沢市個人情報の保護に関する条例の本旨に従い、適正に取り扱うこと。

(7) 市の施策を理解し、施策実施に協力すること。

7 守秘義務

受託者は、藤沢市個人情報の保護に関する条例等関係法令を遵守し、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

8 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

9 支払い方法

支払い方法は、一括払いとする。業務完了・検査合格後、請求日から 30 日以内に支払う。

10 その他

- (1) 打合せや調整等に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 本仕様書に関し疑義が生じた場合は、その都度、市及び受託者が協議のうえ、決定するものとする。市は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、市及び受託者の双方が協力し、業務が円滑に履行できるよう誠実に対応するものとする。
- (4) 藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第 3 章の各取組項目を実施するよう努めること。

以 上